

# 第8回教育委員会

平成28年4月26日

午後1時

本庁舎屋上会議室

議案

報告第5号 市会提出予定案件（その7）

## 報告第5号

地震等の災害に被災した等の事由がある生徒であって、大阪市立高等学校に入学しようとする者に係る入学料の免除に関し必要な事項を速やかに定めるため、条例の一部改正を総務局に依頼する必要があるため、下記の案により大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項の規定に基づく教育長急施専決処分を行ったため、同条第2項の規定に基づき報告する。

## 記

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（入学料の免除）

第12条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、入学料を免除することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年 月 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

## 説 明

被災した等の事由がある生徒であって、大阪市立高等学校に入学しようとする者に対し、入学料を免除に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（抄）

（幼稚園使用料の減免）

第11条 省 略

（入学料の免除）

**第12条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、入学料を免除することができる。**

第12条—第13条 省 略

**第13条 第14条**

# 大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の使用料等に関する条例の 一部改正について

## 1 改正の趣旨

平成 28 年 4 月 18 日付け文部科学省通知「平成 28 年（2016 年）熊本地震に被災した児童生徒等の就学機会の確保等について」において、今回の地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、「公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学料（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること」と通知された。

文部科学省通知の趣旨を踏まえ、本市において被災者に対して高等学校の入学料について免除を行うため、条例において必要な規定の整備を行う。

なお、授業料の免除については現行規定により対応が可能なため、改正の必要はない。

## 2 改正の内容

教育委員会が特別の事由があると認めた場合は入学料を免除することができるよう規定する（第 12 条）。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

(参考)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

（緊急時における専決）

- 第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。